

03静保健健第1964号
令和 3年10月19日

関係医療機関 各位

健康づくり推進課

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について（通知）

日頃、静岡市の健（検）診事業につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省健康局長より令和3年10月1日付け 健発1001第1号にて、標記通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 主たる改正内容

診療放射線技師法の改正が令和3年10月1日付で施行されることとなり、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時行う場合においては、医師の立ち合いなく診療放射線技師が乳房エックス線検査を実施することが可能。

2 通知文 別添のとおり

3 その他 実施する場合には、(別紙2)「乳がん検診実施計画書」を健康づくり推進課健診係まで御提出いただくとともに、(別紙1)「乳がん検診質問用紙」を御活用ください。